

令和6年6月17日14時00分
近畿地方整備局
和歌山河川国道事務所

洪水調節機能の向上の取り組みの継続・推進を図ります ～紀の川水系の「ダム洪水調節機能協議会」を书面開催しました～

水害の激甚化を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、紀の川水系の河川管理者、ダム管理者、ダム参画利水者及び関係行政機関で構成する「ダム洪水調節機能協議会」を书面開催しました。

令和3年5月10日に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」が公布され、昨年度から取り組んでいる既存ダムの事前放流をより効果的に実施する必要があることから、河川法改正により、利水ダム等の関係者が参画する「ダム洪水調節機能協議会」を創設し、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることとされました。

令和3年9月30日に紀の川水系において、ダム洪水調節機能協議会が設立されたことにより、協議会構成員に協議に応じる義務、協議が調った事項について尊重する義務が生じ、より既存ダムの洪水調節機能の強化が図られる体制が整備されています。

【紀の川水系ダム洪水調節機能協議会】

- 開催方法：書面開催
- 開催期間：令和6年6月10日(月)～令和6年6月12日(水)
構成員への会議資料の配付：令和6年6月10日(月)
意見提出期限：令和6年6月12日(水)
- 構成員：別紙1のとおり
- 主な内容：令和5年度における事前放流実施状況等について（別紙2のとおり）
議事概要及び会議資料は、下記ホームページにしています。
<https://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/river/kinosui-dam/>

<取扱い>

<配布場所>

和歌山県政記者クラブ、和歌山県政放送記者クラブ、和歌山地方新聞記者クラブ、
奈良県政記者クラブ、五條市政記者クラブ

<問合せ先>

和歌山河川国道事務所 副所長 ひとみ たけし 人見 剛 (内線204)
河川占用調整課長 まえだ ただし 前田 忠 (内線341)
電話：073-424-2471 (代表)

別紙1

<構成員>

国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長
国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長
奈良県 県土マネジメント部 河川整備課長
奈良県 県土マネジメント部 吉野土木事務所長
奈良県 県土マネジメント部 五條土木事務所長
和歌山県 県土整備部 河川下水道局 河川課長
農林水産省 近畿農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官
五條吉野基幹水利施設管理協議会 会長
電源開発株式会社 水力発電部 西日本支店 支店長代理
和歌山県 地域振興部 地域政策局 地域振興課長
奈良県 水道局 業務課長
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 吉野水力センター 所長
近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所長
五條吉野土地改良区 理事長
山田ダム土地改良区 理事長
大和平野土地改良区 事務局長
紀の川土地改良区連合 事務局長
紀の川用水土地改良区 事務局長
五條市 水道局長
大淀町 上下水道部長
吉野町 暮らし環境整備課長
和歌山市 企業局 水道工務部長
橋本市 上下水道部長
気象庁 和歌山地方气象台 防災管理官

<オブザーバー>

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長

紀の川水系ダム洪水調節機能協議会 議事次第

日程：令和 6 年 6 月 1 0 日(月)～令和 6 年 6 月 1 2 日(水)

書面開催

1. 議事

- ・ 規約の改正について

2. 情報提供

- ・ 令和 5 年度の近畿地整管内における事前放流実施状況
- ・ 令和 5 年度の全国における事前放流実施状況
- ・ 利水ダムの放流施設の整備等に対する補助制度の概要

3. その他

- ・ 事前放流に関する報告様式等について
- ・ 意見交換等

以 上